

塩竈市社会福祉協議会 地域福祉活動計画



塩竈市社会福祉協議会地域福祉活動計画

策定日:2026年(令和8年)3月

策定:社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会

※令和8年4月から「しおがま社会福祉協議会」に名称変更

住所:〒985-0003 塩竈市北浜四丁目6番52号

連絡先:TEL 022-364-1213

はじめに

このたび、本会では、住民の皆さまをはじめとする地域の関係者の方々のご協力を得て、地域全体で進める地域福祉の方向性をまとめた「塩竈市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定しました。

近年、少子高齢化や人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、本会では、住民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らし続けられるよう、住民主体の地域づくりを基本とし、地域で活動するさまざまな人や団体等をつなぎ、話し合いを重ねて地域課題の解決に取り組んでいくことが重要であると考えています。こうした考え方は、制度や分野の枠を超えて人と人、人と地域がつながり、支え合う社会を目指す、国が示す「地域共生社会」の理念とも通じるものです。

本計画は、「共に支え合い安心していきいきと暮らせる地域づくり」を基本理念として掲げ、その実現に向けて「住民福祉計画」「地域福祉活動推進計画」「運営体制拡充計画」の三つの計画を柱としています。

住民福祉計画では、市内を三つの地区に分け、それぞれの地域の実情を大切にしながら、住民の皆さまが主体となって福祉のまちづくりを進めていくための計画としています。

また、地域福祉活動推進計画は、本会が主体となって取り組む事業の方向性や具体的な取り組みを整理した行動計画であり、運営体制拡充計画は、こうした取り組みを支える組織運営体制の充実・強化を図るための計画です。

本計画の策定にあたっては、地域の声を丁寧に受け止めることを大切に、市内各地区で地域福祉座談会を開催するとともに、住民福祉計画推進パートナーの皆さま、地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆さまなど、多くの関係者のご協力をいただきながら検討を重ね、本計画を策定しました。その過程で寄せられた住民の皆さまの声やご意見は、本計画を形づくるうえで欠かすことのできない大切な礎となっています。

結びに、本計画の策定にあたり、策定委員会委員の皆さまをはじめ、地域福祉座談会や住民福祉計画推進パートナー会議にお力添えをいただいたすべての皆さまに、心より感謝と御礼を申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会
会長 阿部 善久



地域福祉活動計画の策定を終えて

本計画は、塩竈市社会福祉協議会が地域住民の皆さまとともに、地域の実情を見つめ直しながら策定した地域福祉活動計画です。

その特徴は、地域と協働で策定した「地区住民福祉計画」にあります。令和7年度に市内3地区において地域福祉座談会を各地区4回ずつ開催し、地区住民の意見をもとに策定した計画です。座談会では、人口減少や地域のつながりの希薄化、世代間の意識のギャップ、単身高齢者の日常生活支援など、日本全体を取り巻く地域の状況を改めて確認するとともに、さらに塩竈市が直面している3地区それぞれの特徴的な課題についても、現実的で切実な課題が数多く共有されました。

これらの声をもとにした課題は総じて、「行政が制度として対応すべき課題」「地域で支え合うことで解決できる課題」「行政と社会福祉協議会、そして地域が協働して取り組むべき課題」として整理され、今後の塩竈市の地域福祉の方向性を明らかにするものとなりました。本計画は、これらの課題を単に列挙したものではなく、地区の地域力をどのように生かし、どのようにつないでいくのかを、地区住民の皆さんとともに考えた地域協働の計画です。

塩竈市では、これまでも地区ごとに多様な地域活動や支え合いの取組が積み重ねられてきました。一方で、担い手の高齢化や活動の継続性、支援が必要な人と支援が届く仕組みとの間に課題があることも明らかになっています。こうした現状を踏まえ、本計画では、社会福祉協議会が地域に寄り添いながら活動を支援する枠組みを明確化し、行政と連携し、かつ地域と協働する体制をより一層強化していく方向性を打ち出しました。

令和8年4月からは、策定した計画を実行に移す段階に入ります。地域福祉活動計画は、策定して終わるものではなく、地域の皆さまとともに動かし、育てていく計画です。

本計画が、塩竈市の地域福祉推進の道しるべとなり、誰一人取り残すことなく、安心して暮らし続けることができる塩竈市につながっていくことを願っています。

策定にご協力いただいたすべての皆さまに心より感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に向け、引き続きのご理解とご参加をお願い申し上げます。

令和8年3月

東北福祉大学 共生まちづくり学部
教授 森 明人
(地域福祉活動計画策定委員会委員長)



目次

あいさつ

社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会 会長 阿部 善久
地域福祉活動計画策定委員会 委員長 森 明人

第1章 計画策定の趣旨について

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性	2
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図	3
(3) 地域福祉活動計画の構成	5
3 計画期間	5
4 計画策定の体制と方法	6
(1) 市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状と課題の整理	6
(2) 地域福祉活動計画策定委員会の設置	6
(3) 地域福祉座談会の開催	6
(4) 住民福祉計画推進パートナー会議の設置	6

第2章 住民福祉計画

1 住民福祉計画策定の趣旨	7
2 住民福祉計画の企画・運営体制	7
3 地域福祉座談会	8
4 住民福祉計画推進パートナー会議	11
5 各地区住民福祉計画	12
西部地区住民福祉計画	13
南部・東部地区住民福祉計画	15
北部地区住民福祉計画	17

第3章 塩竈市の地域福祉の現状

1 市民アンケート調査及び地域福祉座談会から見た現状と課題	19
(1) 地域福祉の現状と課題の把握方法	19
(2) 塩竈市の地域福祉の現状と課題	20

第4章 地域福祉活動推進計画のめざす方向

1 基本理念	22
2 基本目標	23
基本目標1 ボランティアや地域福祉活動を担う人づくり	23
基本目標2 支援を必要とする人が安心できる地域づくり	23
基本目標3 住民と地域が協働して支え合う仕組みづくり	23
3 体系図	24
4 基本目標の実現に向けた取組	25
基本目標1 ボランティアや地域福祉活動を担う人づくり	25
基本施策1 地域福祉活動を担う人材の育成	25
基本施策2 ボランティアセンターの体制整備	26
基本施策3 地域と関わる福祉教育の推進	27
基本施策4 地域福祉活動の理解促進を図る情報発信	28
基本目標2 支援を必要とする人が安心できる地域づくり	29
基本施策5 権利擁護の推進と支援体制の整備	29
基本施策6 災害に強いまちづくりの推進	30
基本目標3 住民と地域が協働して支え合う仕組みづくり	31
基本施策7 地域で取り組む見守り活動の推進	31
基本施策8 協働とネットワーク機能の体制整備	32
基本施策9 地域福祉活動へのサポート体制の推進	33

第5章 運営体制拡充計画

1 法人のガバナンス強化	34
2 人材育成と事務局体制の整備	34
3 財政基盤の安定化	34
4 危機管理・業務継続体制の整備	34
5 行政との連携と協働の推進	34

第6章 計画の進捗管理

1 計画の推進体制	35
2 計画の評価・点検の考え方	37

付記	38
----	----

関係資料

1 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	39
2 地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	40
3 住民福祉計画推進パートナー会議設置要綱	41
4 住民福祉計画推進パートナー名簿	42
5 策定経過	43
6 社会福祉協議会基本要項2025(抜粋)	44



1. 計画策定の背景と趣旨

かつて私たちの国では、「結(ゆい)」や「講(こう)」といった支え合い、助け合いの意識のもと、地域生活や災害時等、さまざまな場面において相互扶助が行われてきました。

近年、少子高齢化や人口減少の進行、世帯の小規模化、雇用や生活の不安定化等、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。その影響により、生活困窮や社会的孤立、子育てや介護への不安、児童虐待、ヤングケアラーや8050問題等、生活課題は多様化・複合化し、個人や家族だけでは解決が困難な状況が顕在化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、他者との関わり方や地域の活動のあり方が大きく変化しました。デジタル機器やインターネットを活用した新しい形の交流が広がる一方で、人と人との直接的なつながりの希薄化が指摘される等、地域における人々の関係性のあり方も、時代の流れの中で大きく変わってきています。

また、近年多発する地震や台風、豪雨等の自然災害においては、地域住民同士の助け合いが不可欠であることが改めて認識されており、日頃からのつながりや顔の見える関係を土台として、災害時にも支援を必要とする人を地域全体で支える体制づくりの重要性が、一層高まっています。

一方で、町内会をはじめとした地域組織においては、担い手不足や町内会加入率の低下が進行しており、地域や住民同士のつながりを支えてきた基盤そのものが弱まりつつあります。

こうした状況の中で、地域全体で対応が求められる課題に向き合っていくためには、地域に暮らす一人ひとりが「支え手」「受け手」という固定的な関係を超え、誰もが地域の一員として役割を持ち、共に助け合う地域づくりを進めていくことが求められています。

このような考え方は、国が掲げる「地域共生社会」の理念とも重なるものであり、住民、関係団体、行政、社会福祉協議会がそれぞれの立場や強みを生かしながら連携・協働し、地域全体の力を高めていくことが重要となっています。

このような背景を踏まえ、本計画では、塩竈市社会福祉協議会(以下「本会」という)が地域福祉の推進を目的とする団体として、住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者との協働により「ともに生きる豊かな地域社会」を創造するという社会福祉協議会の使命をもとに、今後の具体的な取組や目指すべき姿を示すとともに、その実現に向けた基本的な方針を定めるものとします。

2. 計画の位置づけ

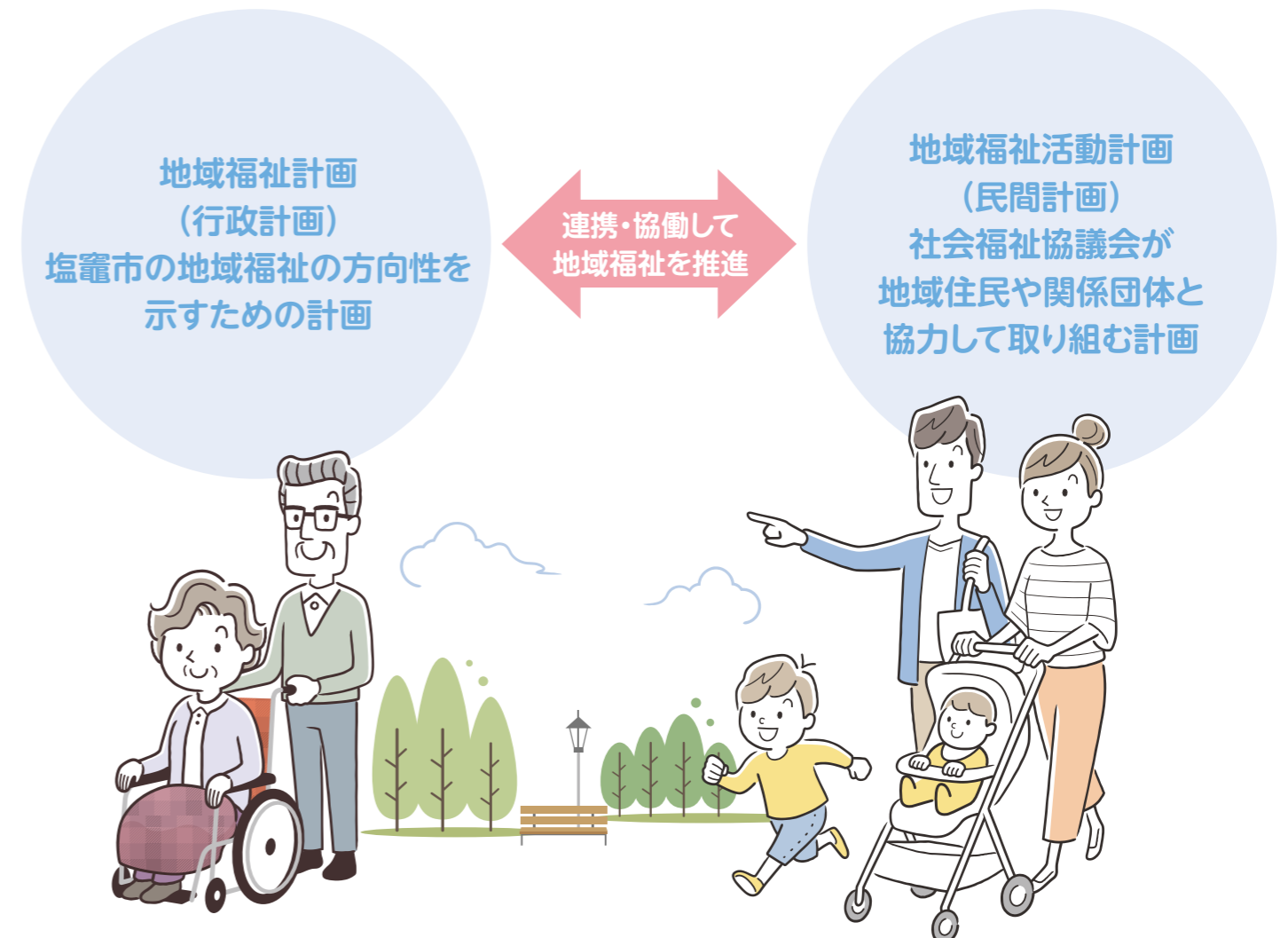
(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

自治体が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定する計画で、地域における高齢者、障がい者、児童、その他に関する福祉に関して共通して取り組む事項等を定め、市町村における地域福祉推進の理念と体制づくりを示す行政計画です。

一方、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア、福祉事業者、関係団体等の多様な立場の関係者が相互に協力して主体的に地域福祉を推進するための活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目的とし、住民参加を基本として策定される計画であることから、地域の生活課題や住民からの意見、社会資源の状況を相互に共有し、計画策定後の実施段階においても、互いに役割を分担し、補い合いながら協力して取組を進めていきます。

また、地域住民参加による福祉活動やその支援策については、共通の認識として位置づけ、策定・実施・評価の各段階を通じて連携し、推進していきます。



2. 計画の位置づけ

(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係図

塩竈市地域福祉計画

基本理念
「地域で支え合い、みんなで認め合う、安心・安全なまちづくり」

【基本目標 1】
地域活動を支える担い手づくり

基本施策
(1)地域福祉関係機関のネットワーク構築
(2)地域における住民主体の福祉活動(ボランティア活動等)の活性化
(3)地域福祉活動に関する情報の周知と理解の促進

【基本目標 2】
支援が必要な人を支える地域づくり

基本施策
(1)地域における見守り体制の強化
(2)さまざまな福祉課題に応じた福祉サービスの充実
(3)人権擁護と権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画を含む)
(4)多様な福祉課題に対応した支援体制の構築(再犯防止推進計画を含む)

【基本目標 3】
安心・安全に暮らせる仕組みづくり

基本施策
(1)医療と福祉が連携する包括的かつ重層的な支援体制の整備
(2)生活困窮者などへの支援体制の強化(生活困窮者自立支援計画を含む)
(3)地域の防災対策の推進と災害時の避難支援体制と生活支援体制の充実
(4)誰もが役割を持ち地域を共に創っていく地域共生社会に向けた福祉環境の整備



【連携・協働する事業】

- ★ ボランティア養成研修を通じた地域の担い手づくりへの取組
- ★ 民生委員等と協力した見守り支援活動の取組
- ★ 成年後見制度の利用につながる権利擁護支援の取組
- ★ 日常生活自立支援事業と連携した障がいのある方への支援の取組
- ★ 地域におけるサロン活動支援の取組
- ★ 災害ボランティアセンターの体制整備・設置運営訓練への取組

塩竈市社会福祉協議会 地域福祉活動計画

基本理念 「共に支え合い安心していきいきと暮らせる地域づくり」

地域福祉活動推進計画

【基本目標 1】
ボランティアや地域福祉活動を担う人づくり

基本施策
1 地域福祉活動を担う人材の育成
2 ボランティアセンターの体制整備
3 地域と関わる福祉教育の推進
4 地域福祉活動の理解促進を図る情報発信

【基本目標 2】
支援を必要とする人が安心できる地域づくり

基本施策
5 権利擁護の推進と支援体制の整備
6 災害に強いまちづくりの推進

【基本目標 3】
住民と地域が協働して支え合う仕組みづくり

基本施策
7 地域で取り組む見守り活動の推進
8 協働とネットワーク機能の体制整備
9 地域福祉活動へのサポート体制の推進

住民福祉計画

社会福祉協議会各地区支会が中心となり、地域住民や関係団体と協力しながら取り組む住民主体の福祉のまちづくりを推進する計画

西部地区住民福祉計画

【目標1】顔の見えるつながりで、誰もが安心して暮らせる地域をめざそう
【目標2】みんなが集い交流することで地域の輪を広げよう
【目標3】みんなで話し合い地域の支え合いの仕組みをつくっていきこう

南部・東部地区住民福祉計画

【目標1】みんなで安心・安全で暮らせる地域をつくろう
【目標2】子どもや高齢者、障がいのある人も交流できる地域をつくろう
【目標3】誰にでもやさしいまちをめざしていこう

北部地区住民福祉計画

【目標1】地域のつながりや交流があるまちをめざそう(つながり)
【目標2】誰もが安心して暮らせるまちにしよう(安心)
【目標3】できることから助け合いの仕組みをつくろう(助け合い)

支援・協力

運営体制拡充計画

2. 計画の位置づけ

(3) 地域福祉活動計画の構成

本計画は、「住民福祉計画」「地域福祉活動推進計画」「運営体制拡充計画」の3つの計画で構成します。

①住民福祉計画

塩竈市社会福祉協議会各
地区支会(以下「社協地区支会」
という)が中心となり、自分たち
の暮らす地域の実情を踏まえ
ながら、地域における福祉課題
の解決に向けて、住民や関係
団体と協力し、取組を進める
住民主体の福祉のまちづくり
を推進する計画です。

②地域福祉活動推進計画

本会が地域福祉の推進主体
として、住民主体による地域福
祉の取組を支援するとともに、
地域全体の福祉課題を把握・
整理し、その解決に向けて、
住民やボランティア、関係団体、
行政等と連携・協力しながら
地域福祉を推進するための
行動計画です。

③運営体制拡充計画

本会が、地域福祉の推進
主体としての役割を果たすこと
を目的に、社会福祉協議会の
組織の在り方や運営体制の
充実・強化を図るための計画
です。

3. 計画期間

本計画の期間は、塩竈市地域福祉計画の具体的な取組や施策の方向性との整合を図るため、同計画より1年遅らせ、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

また、計画の進捗状況や社会情勢、地域福祉を取り巻く環境の変化を踏まえながら、必要に応じて内容を見直し、次期計画の策定につなげていきます。

令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
塩竈市地域福祉計画				
	塩竈市社協地域福祉活動計画			

4. 計画策定の体制と方法

(1) 市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状と課題の整理

塩竈市における地域福祉の現状や課題の整理にあたり、塩竈市が地域福祉計画の策定時に実施した「塩竈市地域福祉に関するアンケート調査」等の結果を基礎資料として活用しました。これらの調査により把握された地域福祉に関する課題やニーズについては、本会においても、解決に向けて取り組むべき課題として整理しました。

また、地域福祉座談会において寄せられた住民の声や意見についても、住民の視点から捉えた課題として整理・分析を行い、アンケート調査の結果と併せて、本計画の方向性を検討するための基礎資料としました。

※塩竈市地域福祉計画 第2章(12~27頁)参照

(2) 地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、多様かつ専門的な視点から意見を聴取することを目的として、学識経験者をはじめ、市内の関係団体、福祉事業所等で構成する「地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

(3) 地域福祉座談会の開催

住民福祉計画の策定にあたり、地域の実情や住民の声を反映した計画とするため、西部地区、南部・東部地区、北部地区の3地区で、それぞれ4回ずつ、子育て世代を対象とした地域福祉座談会を1回、計13回の地域福祉座談会を開催しました。

(4) 住民福祉計画推進パートナー会議の設置

住民福祉計画の策定及び推進を図るため、地域福祉座談会の参加者や社協地区支会を中心に、住民、関係団体、福祉事業所等の関係者で構成する「住民福祉計画推進パートナー会議」を設置しました。





1. 住民福祉計画策定の趣旨

住民福祉計画の策定にあたり、西部地区、南部・東部地区、北部地区の3地区に分けて地域福祉座談会を開催しました。地域福祉座談会では、5年後・10年後の理想の地域像や、地域における福祉の課題について、身近な福祉の問題を「自らの課題」として捉え、地域で取り組むべき内容について意見交換を行いました。

住民福祉計画は、これらの地域福祉座談会で出された意見やアイデアを踏まえ、地域住民の視点から地域ごとの福祉課題や目指す姿を明らかにするとともに、住民主体による地域福祉の課題解決に向けた目標や方向性を示すものです。

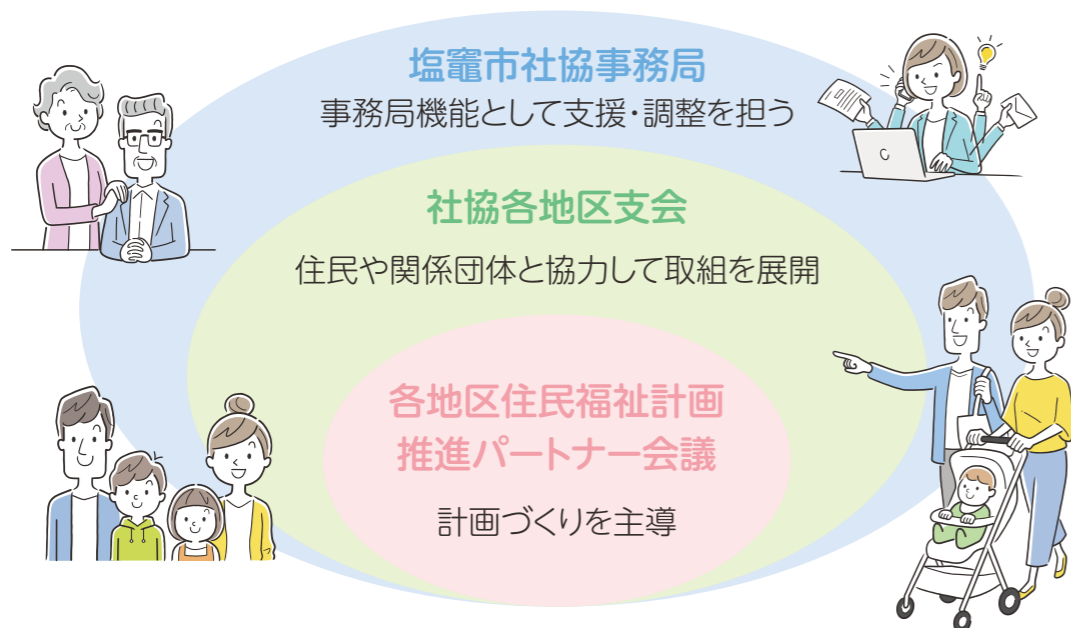
これに対し、地域福祉活動推進計画は、本会が住民主体の取組を支援しながら、地域全体の福祉課題の解決に向けた取組を進めるための行動計画です。

また、住民福祉計画は、本会が進める地域福祉活動推進計画と方向性を共有し、本会の事業と各地区における取組が相互に補完し合うよう、両計画を連動させて推進していきます。

2. 住民福祉計画の企画・運営体制

各地区で策定した「住民福祉計画」については、「住民福祉計画推進パートナー会議」を中心に、地域の実情に応じた具体的な取組内容について検討を行います。その検討結果を踏まえた取組については、社協地区支会が中心となり、地域住民や関係団体と協力しながら実施します。

本会は、計画推進の事務局機能を担い、社協地区支会への支援や各種調整を行うとともに、住民福祉計画に基づく取組が継続的に展開できるよう、必要かつ適切な支援を行います。社協事務局と社協地区支会が連携し、地域住民や関係団体が一体となって、地域課題の解決に向けた取組を進めていきます。



◆住民福祉計画運営体制のイメージ◆

3. 地域福祉座談会

- 【主催】 塩竈市社会福祉協議会
- 【ファシリテーター】 東北福祉大学共生まちづくり学部 教授 森 明人 氏
- 【運営スタッフ】 塩竈市社会福祉協議会 職員
 (協力) 塩竈市福祉子ども未来部 職員
 宮城県社会福祉協議会 職員
- 【対象者】 塩竈市内に在住または通勤・通学している方

地域福祉座談会の開催内容

第1回 地域ビジョンづくりについて話し合おう! ～5年後10年後どうなっていたいですか?～	
西部地区	日 時:令和7年5月13日(火)午後2時～午後4時 会 場:市民活動センター 大会議室 参加者:26名
南部・東部地区	日 時:令和7年5月20日(火)午後2時～午後4時 会 場:津波防災センター 研修室 参加者:40名
北部地区	日 時:令和7年5月27日(火)午後2時～午後4時 会 場:魚市場中央棟 大会議室 参加者:60名
第2回 身近な地域福祉の問題や課題について話し合おう! ～地域生活課題を可視化する～	
西部地区	日 時:令和7年7月15日(火)午後2時～午後4時 会 場:市民活動センター 大会議室 参加者:31名
南部・東部地区	日 時:令和7年7月29日(火)午後2時～午後4時 会 場:公民館 大会議室 参加者:27名
北部地区	日 時:令和7年7月22日(火)午後2時～午後4時 会 場:魚市場中央棟 大会議室 参加者:36名

3. 地域福祉座談会

第3回

地域のもつ「強み」「弱み」を整理

～地域の置かれた状況、ピンチやチャンス进行分析～

西部地区

日 時:令和7年8月5日(火)午後2時～午後4時
会 場:市民活動センター 大会議室
参加者:20名

南部・東部地区

日 時:令和7年8月19日(火)午後2時～午後4時
会 場:マリンゲート塩釜 マリンホール
参加者:16名

北部地区

日 時:令和7年8月26日(火)午後2時～午後4時
会 場:魚市場中央棟 大会議室
参加者:25名

第4回

住民福祉計画(地区プラン)の立案

～これまでの地域福祉座談会の声を集約して～

西部地区

日 時:令和7年9月12日(金)午後2時～午後4時30分
会 場:公民館 大会議室
参加者:21名

南部・東部地区

日 時:令和7年9月16日(火)午後2時～午後4時30分
会 場:公民館 大会議室
参加者:27名

北部地区

日 時:令和7年9月22日(月)午後2時～午後4時30分
会 場:公民館 大会議室
参加者:20名



3. 地域福祉座談会

【子育て世代の地域福祉座談会】

日 時:令和7年6月21日(土)午後4時～午後5時30分

会 場:社会福祉協議会 大会議室

テーマ:地域ビジョンについて、子育てしやすい地域にするためのアイデア、
日頃感じている地域の課題や望む支援

参加者:7名



4. 住民福祉計画推進パートナー会議

- 【主催】 塩竈市社会福祉協議会
- 【ファシリテーター】 東北福祉大学共生まちづくり学部 教授 森 明人 氏
- 【運営スタッフ】 塩竈市社会福祉協議会 職員
- 【推進パートナー】 地域福祉座談会の参加者または関係団体の方々

住民福祉計画推進パートナー会議の開催内容

会議内容：住民福祉計画の立案、策定等に関する意見交換・協議

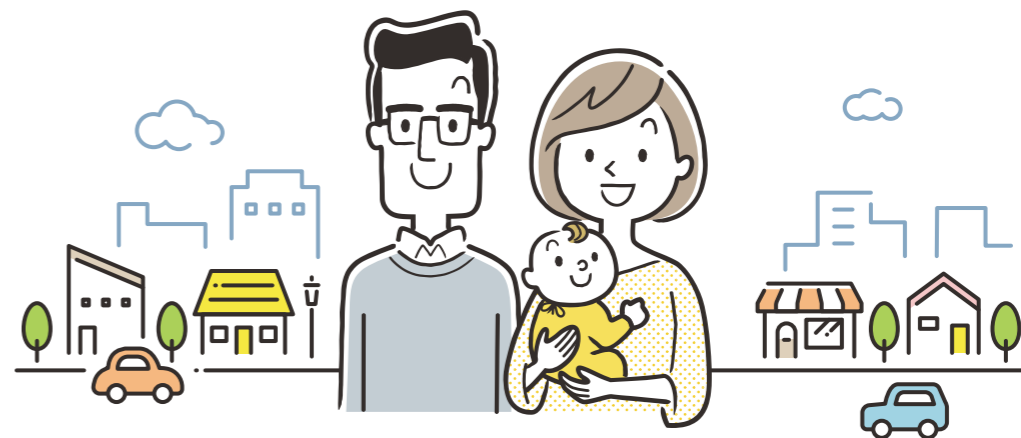
西部地区	日 時:令和7年10月28日(火)午後3時～午後5時 会 場:社会福祉協議会 大会議室 参加者:18名
南部・東部地区	日 時:令和7年10月30日(木)午後1時～午後4時 会 場:社会福祉協議会 大会議室 参加者:11名
北部地区	日 時:令和7年10月31日(金)午後2時30分～午後5時 会 場:社会福祉協議会 大会議室 参加者:17名



5. 各地区住民福祉計画



各地区で策定した「住民福祉計画」については、「住民福祉計画推進パートナー会議」を中心に、地域の実情に応じた具体的な取組内容について検討を行います。その検討結果を踏まえた取組については、社協地区支会が中心となり、地域住民や関係団体と協力しながら実施します。



西部地区の 住民福祉計画

西部地区は、塩竈市の中心市街地の西側に位置し、赤坂、泉沢町、大日向町、後楽町、権現堂、栄町、白菊町、袖野田町、玉川、月見ヶ丘、西玉川町、母子沢町、向ヶ丘、清水沢一丁目、石堂で構成されています。市内でも住宅地が多い地域であり、静かで落ち着いた住環境が広がっています。丘陵地に位置するため坂道が多く高低差のある地形です。公共交通としては市内循環バス「しおナビバス」等が運行しており、市中心部や病院・商業施設等へのアクセスを支えています。

◇5年後、10年後こんな西部地区になっているといいな

- 活気と希望のあるまち
- 子どもがのびのび育ち、安心して子育てできるまち
- 誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち
- 思いやりと支え合いが息づくまち
- 集える、居場所があるまち
- 安全・安心に暮らせるまち
- きれいで心地よく、住み続けたいくなるまち
- 気軽に声をかけ合い、つながりを感じられるまち



西部地区の福祉のまちづくりへの声や思い

生活の困りごと

「バスが少なく、病院や買い物に行くのが大変」
「ゴミ捨てが難しい人が多い」
「ゴミ捨てが大変」
「買い物の場所が遠い」
「集会所まで自分で行けない」

子どもや若い世代のこと

「若い世帯が相談できる場所がない」
「子育ての悩みを共有できたらいいのに」
「地域行事が少なく、子どもたちが地域の人と関われない」
「子どもとつながれない」
「子どもの意見を出せる場をつくる」

地域のつながり

「近所付き合いが減っている」
「無関心な人が増えている」
「お隣同士の声掛けがない」
「民生委員や町内会長が分からない」
「町内会活動がない」

居場所や交流のこと

「障がい者を孤立させない仕組みが必要」
「地域に集まれる場所が少ない」
「学校帰りに立ち寄れる場所をつくったら」
「世代を超えた交流ができる行事があるといい」
「お茶飲みに気軽に行ける場所があると嬉しい」
「顔の見える避難訓練や地域の集まりが必要」

地域づくりのアイデア

「若い世代や学生も参加できる活動を作りたい」
「町内会の課題を話し合う場が欲しい」
「ポイント制やスタンプ制で、地域活動を楽しめる仕組みもいいと思う」
「有償ボランティアの仕組みをつくったらどうだろう」

地域の担い手不足

「地域の担い手不足」
「町内会の役員のみ手不足」
「子ども会が解散や停止」
「町内会の意識の向上が必要」
「地域の活動に若い人や中高生が参加する機会も少ない」

西部地区の福祉を良くする3つの目標

目標 1

顔の見えるつながりで、誰もが安心して暮らせる地域をめざそう

- あいさつや声掛けから、近所の顔見知りを増やそう。
- 地域住民や福祉事業所、関係団体が協力して地域の見守り活動を考えよう。
- 防災訓練などに参加して、地域にどんな人がいるのかを知ろう。

目標 2

みんなが集い交流することで地域の輪を広げよう



- 子どもや高齢者、障がいのある人が一緒に参加できる地域行事をつくろう。
- こども食堂やこどもカフェなど、地域で行われている取組に参加してみよう。
- 福祉施設や専門職を招いて情報交換会を開いてみよう。

目標 3

みんなで話し合い地域の支え合いの仕組みをつくっていこう

- 地域の課題や困りごとを話し合う機会をつくろう。
- ゴミ出しなど、日常生活の中で困っている人を支える仕組みを考えよう。
- 地域の活動へ参加する人を増やすために、有償ボランティアや活動ポイント制度などの仕組みを考えよう。



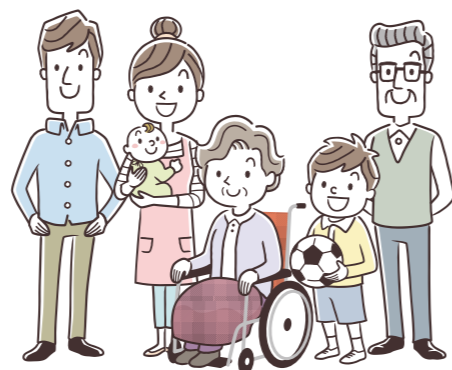
西部地区地域福祉座談会の様子

南部・東部地区の 住民福祉計画

南部・東部地区は、塩竈市の中心市街地の東側から南部にかけて広がる地域で、尾島町、舟入、牛生町、芦畔町、新富町、貞山通、海岸通、中の島、港町、旭町、泉ヶ岡、香津町、佐浦町、桜ヶ丘、白萩町、錦町、野田、花立町、南錦町、南町、東玉川町で構成されています。市内でも港に近い地域を多く含み、流通や商業の拠点としての顔を持つ一方、住宅地としても発展しています。平坦な地形が多く、生活の利便性に恵まれている地域です。沿岸部では災害への備えも意識されており、防災・減災の取組が進められています。主要道路やバス路線が通っており、市中心部や近隣地域への移動も比較的容易なエリアです。

◇5年後、10年後こんな南部・東部地区になっているといいな

- 明るい声の聞こえる地域
- 困った時に相談し合える地域
- 子ども達の成長を見守ることができる地域
- 災害時に頼れるところがあるまち
- 高齢者や障がいがある方も安心して暮らせる地域
- 多世代が交流しやすいまち
- 話し合いをする場所があるまち
- 魅力があり住み続けたいと思える地域



南部・東部地区の福祉のまちづくりへの声や思い

地域のつながり

- 「ご近所のお付き合いが少ない」
- 「地域の見守りの目が必要」
- 「近所での顔を合わせる事が少ない」
- 「昔のように声をかけてくれる人が少なくなっている」
- 「あいさつや助け合いの関係が必要」

買い物や外出のこと

- 「買い物難民が多い」
- 「買い物する場所が遠い」
- 「出かけるための足がない」
- 「健康教室に自分で来れない」
- 「外出する機会が少ない高齢者が多くなっている」

一人暮らしの方への心配

- 「一人暮らし高齢者の増加」
- 「一人暮らしの障がいのある人への対応は」
- 「孤立している一人暮らしの人が多い」
- 「身寄りがない方への支援」
- 「町内会では一人暮らしの人への対応ができていない」

福祉や相談のこと

- 「ヤングケアラーや8050問題の支援は」
- 「高齢者虐待が増えている」
- 「地域で認知症の方への対応が必要」
- 「困りごとがあっても相談しづらい雰囲気」
- 「気軽に相談できる場所を知りたい」
- 「相談を、どこに行けば誰に聞けばよいか」

居場所や交流のこと

- 「気軽に集まれる集会所が少ない」
- 「町内の祭りがなくなり交流の機会が減少」
- 「子どもが安全に遊べる場所が少ない」
- 「子どもが地域の人とふれ合う場がない」
- 「障がいのある方と地域の関りが少ない」

地域のことやゴミ捨てのこと

- 「町内会が高齢化してきている」
- 「地域の担い手を増やしたい」
- 「町内会に若い世代が参加してほしい」
- 「防災や安全のことを地域で取り組めたら」
- 「ゴミが近くの場所に出せればいいのに」
- 「ゴミ出しの助け合いは近所で」

南部・東部地区の福祉を良くする3つの目標

目標 1

みんなで安心・安全に暮らせる地域をつくろう

- 地域の安全やつながりについて、日頃から話し合う場や機会をつくろう。
- 防災訓練への参加を広げ、いざという時に地域で助け合い、避難できるまちにしよう。
- 日常の情報を発信したり、知ったりできる環境をつくっていこう。

目標 2

子どもや高齢者、障がいのある人も交流できる地域をつくろう

- あいさつや声掛けをきっかけに、地域の人と顔見知りになろう。
- サロンやお茶のみなど、みんなが集まれる居場所をつくろう。
- 世代を超えて誰もが交流できるイベントを考えていこう。

目標 3

誰にでもやさしいまちをめざしていこう

- ゴミ出しを助け合えるような小さな困りごとに気付ける仕組みを考えよう。
- 「これならできる」「ちょっと手伝って」と互いに支え合える地域をつくっていこう。
- 誰でも相談できる場所があって、相談しやすい地域にしよう。



南部・東部地区地域福祉座談会の様子

北部地区の 住民福祉計画

北部地区は、塩竈市の北側に位置し、一森山、今宮町、梅の宮、北浜、小松崎、新浜町一丁目、長沢町、字長沢、西町、本町、宮町、藤倉、みのが丘、松陽台、青葉ヶ丘、字石田、字伊保石、千賀の台、字庚塚、楓町、越の浦、字越ノ浦、清水沢二丁目・三丁目・四丁目、新浜町二丁目・三丁目、杉の入、字杉の入裏で構成されています。沿岸部に位置する新浜町周辺には塩竈市魚市場等、漁業関連の施設が集まり、地域の生活や産業を支える拠点となっています。また、沿岸部の一部は東日本大震災で津波の被害を受けた地域もあります。丘陵地や沿岸部を含む地形に変化があり、漁業を中心とした産業の歴史が息づく地域です。

◇5年後、10年後こんな北部地区になっているといいな

- ふるさと愛あふれるまち
- 高齢者や障がい者を見守れる地域
- 気軽に声を掛け合える関係のあるまち
- 通いの場や集える場所がある地域
- 地域全体で子どもを見守るまち
- 一人暮らしでも安心して暮らせる地域
- みんなが地域行事に参加できるまち
- 暮らしやすく心地がよい環境



北部地区の福祉のまちづくりへの声や思い

生活環境や日頃の困りごと

- 「坂道や階段が多くて大変」
- 「道路や階段が壊れていて危ない」
- 「空き家、公園、空き地が草だらけ」
- 「高齢者がゴミ出しで大変苦労している」
- 「ゴミ出しも大変で、できない」
- 「運転免許証の返納後の交通手段も困る」

ご近所づきあい

- 「近所付き合いが疎遠になってきている」
- 「ご近所にどんな人がいるか分からない」
- 「町内の方の顔が判らない」
- 「ラジオ体操が『うるさい』と言われてしなくなっている」

高齢化の課題

- 「高齢者の一人暮らしが増えている」
- 「高齢者の二人暮らしも増えている」
- 「ご近所のお年寄りの方に声をかけて仲良くなりたい」
- 「高齢者が話をする場所や活動する場所がない」

地域の福祉のこと

- 「中高生の話を聞いたり、福祉の職場体験ができるといいかも」
- 「障がいへの知識が不足している」
- 「身近に障がいのある人がいないから、困っている人かどうか分からない」
- 「健康な人や若い人が介護や福祉を知る機会があればいい」
- 「関わらないと分からない福祉情報が多い」
- 「福祉の授業や交流会があると良い」

地域の集まる場

- 「近くに集まる場所がない」
- 「集会所が使えない地区がある」
- 「お茶会を開催しても集まる人がいつも一緒」
- 「地域のイベントがあると集まれる」
- 「子ども達の居場所があるか」

地域の担い手不足

- 「高齢化に伴い担い手が少ない」
- 「町内会に入らない人たちが増えている」
- 「民生委員の不在地区が増えていて、担い手が不足」

北部地区の福祉を良くする3つの目標

目標1

地域のつながりや交流があるまちをめざそう(つながり)

- 折り紙や七夕イベント、朝のラジオ体操など、地域で取り組む活動を増やそう。
- 伝統行事や地域の祭り、行事に学生ボランティアが関わってもらおう仕組みを考えよう。
- サロン活動や地域食堂に幅広い世代に関わってもらえる方法を考えよう。

目標2

誰もが安心して暮らせるまちにしよう(安心)

- あいさつや声掛けをして顔の見えるつながりを作ろう。
- 防災訓練や清掃活動などに取り組んで、安心して暮らせる地域づくりにつなげていこう。
- 福祉の情報交換会を開催してみよう。



目標3

できることから助け合いの仕組みをつくろう(助け合い)

- できることや自分の得意なことから地域の活動に参加してもらおう。
- 地域でできる見守り活動を考えよう。
- ゴミ出しの支援など、ちょっとした助け合いの仕組みを考えよう。



北部地区地域福祉座談会の様子



1. 市民アンケート調査及び地域福祉座談会から見た現状と課題

(1) 地域福祉の現状と課題の把握方法

今回の計画策定にあたり、塩竈市の地域福祉を取り巻く現状や課題を把握するため、塩竈市が令和4年11月に実施した「地域福祉に関するアンケート調査」、「市窓口・相談支援機関へのアンケート調査」及び「民生委員児童委員・各種団体へのアンケート調査」の結果を基礎資料として活用しました。

併せて、塩竈市を3地区に分けて計12回開催した「地域福祉座談会」や、子育て世代を対象とした「子育て世代の地域福祉座談会」において寄せられた市民の声や地域の実情を踏まえ、地域福祉に関するニーズを把握するとともに、社会福祉協議会として取り組むべき課題及び方向性を整理しました。

※市民アンケート調査の全項目については、インターネット検索サイトで、『塩竈市 地域福祉計画』で検索の上、ご確認ください。



1. 市民アンケート調査及び地域福祉座談会から見た現状と課題

(2) 塩竈市の地域福祉の現状と課題

◆現状と課題1 【地域の担い手、ボランティアの育成】

市民アンケートでは、ボランティアや地域の活動に「参加したことがない」と回答した人が5割を超えています。一方で、「地域の福祉活動(ボランティア活動など)に関心がある」と回答した人は4割を超え、「機会があれば参加したい」と回答した人も6割を超える結果となっています。このことから、市民の多くが地域の活動への参加意欲を持っているものの、実際には参加に至っていない状況がうかがえます。

地域の活動に参加できない理由としては、「仕事や育児、家事で忙しいから」が4割を超え、「どこで活動しているかわからないから」が約4割となっており、時間的な制約と地域の活動に関する情報不足が主な要因であることが分かりました。

また、各地区で実施した地域福祉座談会においても、「町内会や地域福祉活動の担い手の不足」や「若い世代が地域に関わる機会が少ない」といった声が聞かれました。

これらの結果から、地域福祉活動への参加を促進するためには、地域の活動の機会を広げるとともに、無理のない形で地域福祉活動やボランティア活動に参加できるきっかけづくりや、分かりやすい情報発信が必要であると考えられます。

◆現状と課題2 【地域のつながりを見守りの強化】

市民アンケートでは、近所づきあいについて「あまりつきあっていない」「全くつきあっていない」と回答した人が5割を超えており、近所づきあいや地域のつながりが希薄化している状況がうかがえます。

一方で、今後の近所との関わり方の希望については、「会ったときに挨拶をする程度のつきあい」が約4割、「あまり堅苦しくなく話し合えるようなつきあいをしたい」も約4割となっており、さらに約1割の人が「なにかにつけ相談したり、助け合えるようなつきあい」を選択しています。このことから、市民の多くが近隣住民と一定の関わりを持ちたいと考えていることが分かりました。

また、「自分や家族が日常生活で不自由になったときに、地域でどのような手助けをしてほしいか」という質問では、「安否確認や声かけ」を望む人が5割以上と最も多く、挨拶を交わすだけの関係にとどまらず、日常生活の中で気にかけてくれる関係を求めている市民が多いことも明らかになりました。各地区で実施した地域福祉座談会においても、「近所との挨拶や声掛け」や「地域での見守り活動」の必要性を指摘する意見が挙げられました。

これらの結果から、地域の中での挨拶や声掛けを通じて、日常的な見守りやつながりのある地域づくりを進めていくことが重要であると考えられます。

1. 市民アンケート調査及び地域福祉座談会から見た現状と課題

◆現状と課題3 【災害時の支援体制と福祉的支援への対応】

市民アンケートでは、「隣近所に、高齢者や障がいのある人、子育てなどで困っている世帯があったらどのような手助けができると思いますか」という質問に対し、「安否確認の声かけ」と回答した人が6割を超え、「災害時の手助け」と回答した人が4割を超えています。このことから、多くの市民が高齢者や障がい者、子育て世帯等への助け合いに対する意識を持っていることが分かりました。

また、「災害時に備えた取組」に関する質問では、「ボランティアの受け入れ体制の整備」について2割以上の人が必要と感じており、平時から災害時に備えた支え合いの取組の重要性が示されています。

さらに、「地域社会での生活で起こる問題に対して、住民同士の自主的な協力関係は必要だと思いますか」という質問では、約7割の人が「必要である」と回答しています。

各地区で実施された地域福祉座談会においても、「地域ぐるみでの防災訓練の実施」や「災害時に支援が必要な人を把握」の必要性が指摘されました。

これらの結果から、平時・災害時を問わず、支援を必要とする人を地域で支えるため、地域住民が関係団体と協力しながら、自分たちの手で支え合う仕組みづくりに取り組むことが必要であると考えられます。

◆現状と課題4 【情報発信と共有による地域福祉の推進】

市民アンケートの「福祉のまちづくりのために必要なこと」に関する質問では、「相談窓口の充実」や「福祉サービスの情報提供」を求める回答が多く、日常生活で困ったときの相談先や支援内容に関する情報を、住民が必要としていることが分かりました。

また、「社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会を知っていますか」という質問では、「活動内容まで知っている」が約2割、「名前だけ知っている」が約5割となっており、市民の多くが本会の役割や具体的な事業内容を十分に理解していない状況も明らかになりました。

各地区で実施した地域福祉座談会においても、「相談窓口の充実」や「住民と福祉関係者との情報交換の必要性」といった意見が挙げられました。

これらの結果から、地域福祉や必要な福祉サービスに関する情報について、誰もがアクセスできる環境を整えることが重要であるとともに、本会が住民やボランティア、関係団体とのネットワークを構築し、地域全体で情報を発信・共有できる仕組みづくりを進めることが必要であると考えられます。

地域福祉活動推進計画のめざす方向



1. 基本理念

近年、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、地域コミュニティのあり方の変容等により、人々の暮らし方は多様化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、これまで当たり前とされてきた地域での関係性や支え合いの形が改めて見直されるとともに、デジタル技術を活用した新しい地域のつながり方や助け合いの仕組みを生み出す動きも広がっています。

こうした社会の変化は、地域の福祉課題を見つめ直し、誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた考え方や具体的な取組に、大きな転機をもたらしています。これからの地域福祉の担い手は、町内会や民生委員児童委員、ボランティアといった限られた人々だけではなく、地域に暮らす住民一人ひとりが主体的に関わることが求められます。

お互いを思いやり、「めくばり」で隣近所や地域の変化に気づき、「きくばり」で困っている人の声に耳を傾け、「こころくばり」で支え合う関係を築いていくことが、これからの地域づくりには欠かせません。

塩竈市社会福祉協議会は、地域共生社会の実現をめざし、市民一人ひとりが地域の課題を自分ごととして捉え、住民や関係団体、行政等、多様な主体が協働しながら、「共に支え合い安心していきいきと暮らせる地域づくり」を推進していきます。

基本理念

共に支え合い安心していきいきと暮らせる地域づくり



2. 基本目標

基本目標1 ボランティアや地域福祉活動を担う人づくり



地域福祉活動は、特定の人だけが担うものではなく、誰もが日々の暮らしの中にある「自分ごと」として考えていくことが大切です。

そのため、地域における福祉課題や活動の受け皿を把握するとともに、地域福祉活動への参加を希望する人と地域の活動が結び付くよう、体験や学びの機会を通じて担い手づくりに取り組みます。併せて、ボランティアセンターの機能を整備・充実させ、相談・登録・マッチングの仕組みや、ボランティアを養成する体制を整えていきます。

また、学校と地域が一体となって福祉教育に取り組むことで、子どもから大人までが地域の一員として地域福祉活動に関わることができるよう、取組を推進していきます。



基本目標2 支援を必要とする人が安心できる地域づくり

支援を必要とする人が地域で安心して暮らしていくためには、日常生活での不安や困りごとを把握し、適切な支援につなげていくことが重要です。

生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業(まもりーぶ)等の事業を推進するとともに、成年後見制度に関する相談支援体制の整備について検討を進めます。併せて、行政や地域包括支援センター、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、多様な相談に対応できるような仕組みの構築を図っていきます。

また、災害時に支援を必要とする人を地域で支えるため、地域住民や町内会、福祉事業所、企業、行政等と協力し、災害ボランティアセンターの体制整備を進めていきます。

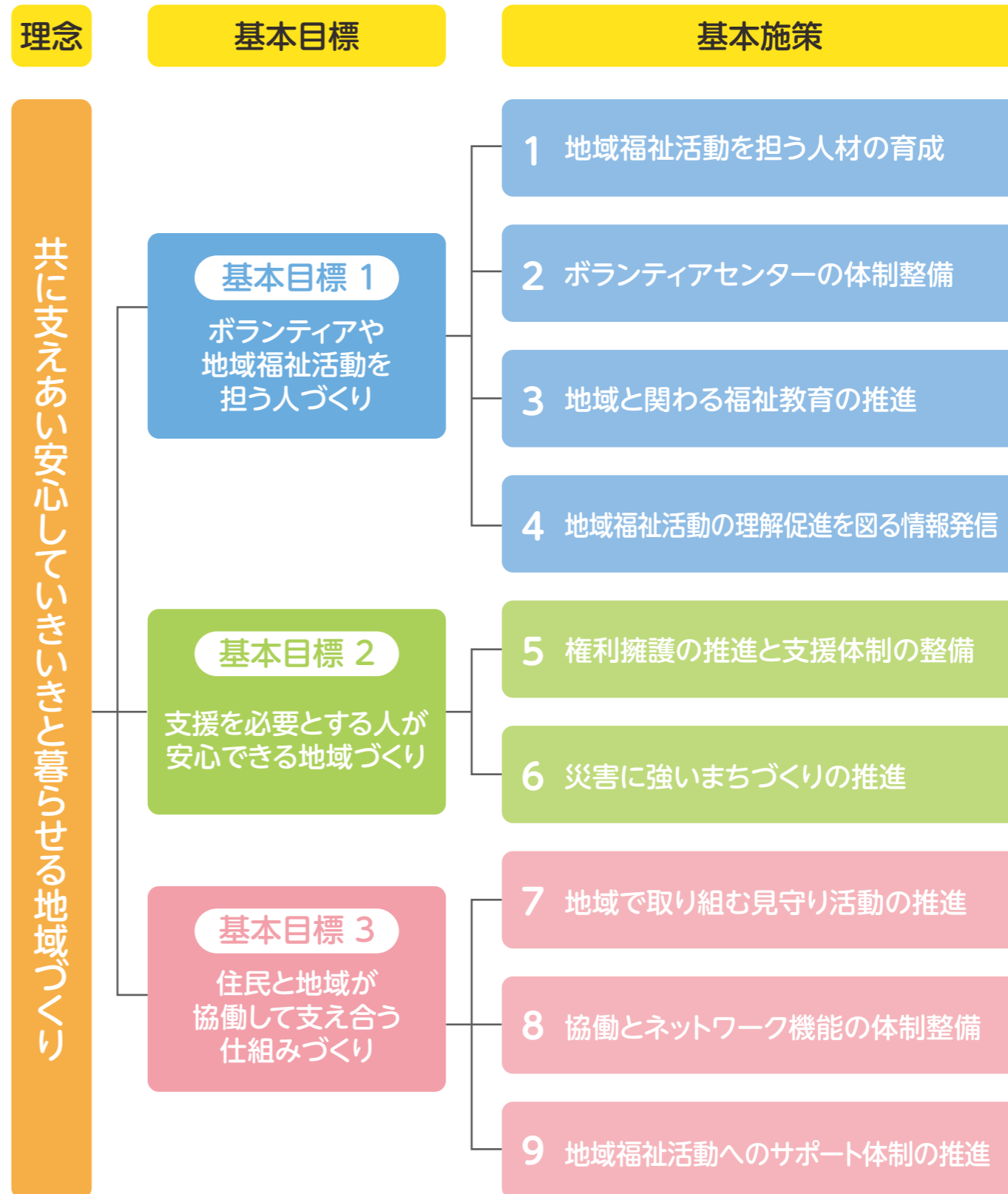


基本目標3 住民と地域が協働して支え合う仕組みづくり

住民が互いに支え合い、地域の課題を解決していくためには、日頃からのつながりを築くことに加え、関係者と協働できる環境を整えることが重要です。孤独死や社会的孤立を防ぐため、地域で見守りが必要な人を把握するとともに、民生委員や関係団体と協力して見守り体制の整備を進めます。併せて、サロン活動や子ども食堂等、住民同士が交流できる場の運営を支援し、地域の中でのつながりづくりを推進していきます。

また、地域住民、ボランティア団体、福祉事業所、企業、行政等が協働する関係づくりを進め、地域福祉の課題に取り組むためのネットワークを構築します。本会は、さまざまな立場の関係者が連携できるように調整役を担うとともに、地域福祉活動を推進する団体への支援を行い、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進します。

3. 体系図



4. 基本目標の実現に向けた取組

基本目標1 ボランティアや地域福祉活動を担う人づくり

基本施策1 地域福祉活動を担う人材の育成

【事業概要】 地域の活動に参加できる環境の整備

- 将来の地域福祉活動を担う人材を育成するため、町内会や社協地区支会、ボランティア団体等と連携し、学生や子育て世代、ミドル世代が地域福祉活動に参加しやすいきっかけづくりに取り組みます。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 住民福祉計画に基づく取組が継続的に進められるよう、地域の担い手や地域に関わる人を増やす工夫について、地域と一緒に考えていきます。
- 社協地区支会や町内会等と連携し、住民が地域福祉活動に興味を持つ研修会や講座を開催することで、地域福祉活動への参加を促します。

【具体的事業】

- 社協地区支会、町内会と協力した地域福祉活動体験会の開催に向けて取り組みます。
- 地域福祉活動リーダー、サポーター育成研修の実施に向けて検討を進めます。
- 他地域の取組事例を紹介する社協出前講座を開催できるよう準備・調整を進めます。
- 社会福祉士実習生の受入れと実習指導を通じた福祉人材の育成に努めます。
- 地域でできる「ちょこっと」ボランティア事業の実施に向けて検討を進めます。



夏休みボランティア体験事業の様子



傾聴ボランティア養成講座の様子

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本施策2 ボランティアセンターの体制整備

塩竈市地域福祉計画と連携・協働

【事業概要】

ボランティアセンターの体制整備と参加意欲を高めるボランティア研修の実施

- ボランティア活動への参加を希望する人材の育成や、地域の課題解決に向けて、ボランティアセンターの体制整備を進めるとともに、ボランティア活動の調整や登録・紹介、情報提供に取り組みます。
- ボランティア活動への参加意欲を高めるため、ボランティア入門講座やテーマ別研修等、一般の方が参加しやすい研修を実施します。
- 高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、防災等の分野に応じた体験型研修を開催し、地域の担い手となるボランティアの育成に取り組みます。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 地域で必要とされるボランティア活動や住民福祉計画で取り組まれるボランティアに関する内容は、ボランティアセンター機能を活かして支援します。
- ボランティア講座や研修、学生向けのボランティア体験事業を実施し、ボランティア活動への参加を促進します。

【具体的事業】

- ボランティアコーディネート機能や登録制度の整備、ボランティアニーズの把握を進め、ボランティアセンターの体制整備を進めます。
- 広報紙やホームページを活用したボランティア情報の発信を充実させます。
- 活動拠点づくり支援のための市民活動センター貸与と事業の実施に向けて検討を進めます。
- ボランティア連絡協議会と協働した市内ボランティア団体との情報交換会の開催に向けて検討を進めます。
- ボランティア入門講座、テーマ別研修、体験型研修を実施します。
- 傾聴ボランティア、子育てボランティア養成講座等の専門的知識を必要とするボランティア研修会を開催します。
- 小、中、高校生を対象としたボランティア体験事業を実施します。
- 日常生活支援を目的とした有償ボランティア養成事業の実施に向けて検討を進めます。

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本施策3 地域と関わる福祉教育の推進

【事業概要】 学校と地域と一緒に進める福祉教育の推進

- 地域全体で福祉教育を推進するため、学校や地域、福祉事業所、企業等のリソースパートナー（テーマ別に関わる団体等）と協働できる仕組みを整備します。
- 学校での学習が地域や当事者と関わりながら学ぶ機会となるよう、サービスラーニング（体験を通じた学び）の導入と推進に取り組みます。
- 福祉教育を生涯学習として位置づけ、子どもから大人まで継続的に学べるよう、学校や地域での出前講座や体験学習の実施に向けて取り組みます。
- 地域福祉の課題解決につながる新しい福祉教育の実践に向けて、関係者が連携して取り組むための福祉教育プラットフォームの整備を進めます。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 出前講座や体験学習、サービスラーニング等を通じて、学校と地域が協働して進める福祉教育を推進します。
- 住民福祉計画で取り組んでいく防災や安全に関する話し合いを、福祉教育の一環として位置づけ、学校と地域の連携を促進します。

【具体的事業】

- リソースパートナーを対象とした福祉教育説明会の開催に向けて取り組みます。
- サービスラーニングのプログラム作成と実施に向けて取り組みます。
- 障がい当事者や福祉事業所等と連携し、出前講座の開催に向けて取り組みます。
- 地域住民と福祉事業所が交流できる施設見学会や体験イベントの開催に向けて検討を進めます。
- 福祉教育プラットフォームの整備と福祉教育プログラムの作成に取り組みます。
- 市内小中学校、高校を対象とした福祉教育説明会の開催に向けて取り組みます。
- ボランティア普及協力校事業の見直しを行います。



白杖体験の様子



車椅子体験の様子



授業の様子

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本施策4 地域福祉活動の理解促進を図る情報発信

【事業概要】 地域福祉に関する広報活動の推進

- 住民の地域福祉活動への参加意欲を高めるため、広報紙やホームページ、SNS等、多様な媒体を活用し、地域の福祉活動やボランティア活動、社協事業、住民福祉計画の取組について情報発信を行います。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 地域福祉活動やボランティア活動、社協事業、住民福祉計画で取り組む事業内容等について、住民に分かりやすく伝える情報発信に努め、地域福祉への理解の促進と関心の醸成を図ります。
- 社協の取組や役割、事業の背景や目的について丁寧に情報発信を行い、住民に対する説明責任を果たすとともに、信頼の確保に努めます。

【具体的事業】

- 広報紙の定期発行と、発行回数や内容構成の見直しを進めます。
- ホームページのリニューアル及び更新体制の整備を図ります。
- SNSを活用した情報発信手法の検討と運用開始の準備を進めます。
- ボランティア募集や社協事業紹介のための、動画や写真による活動紹介コンテンツの作成に向けて検討を進めます。
- 広報紙、ホームページ、SNSの連動による情報発信に取り組みます。
- 町内会等の地域に出向き、出前型の説明会や情報提供を通じて、本会の事業や活動の周知を図ります。



本会ホームページ



社協だより(本会広報紙)

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本目標2 支援を必要とする人が安心できる地域づくり

基本施策5 権利擁護の推進と支援体制の整備 塩竈市地域福祉計画と連携・協働

【事業概要】権利擁護関係事業の推進

- 生活上の困難を抱える人の自立支援を目的として、宮城県社会福祉協議会からの受託に基づき、生活福祉資金貸付制度や日常生活自立支援事業(まもりーぶ)等に関する相談及び支援を実施します。
- 行政や関係機関と協力して成年後見制度の理解促進と利用の周知に取り組むとともに、支援体制の在り方を検討します。
- 多様化する生活課題に対応するため、行政や地域包括支援センター、相談支援事業所等の関係機関と連携し、分野を超えた包括的な相談支援体制の整備を進めます。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 住民福祉計画で目指す「だれでも相談できる場所があって、相談しやすい地域」の実現に向け、生活課題や権利擁護に関する相談を安心して行える相談支援体制の充実に取り組みます。
- 分野や制度の異なる関係機関が、それぞれの役割を活かしながら連携し、地域全体で複合的な生活課題に対応できる相談支援体制の整備に努めます。

【具体的事業】

- 福祉機器、福祉車両貸与事業の実施に努めます。
- 生活安定資金貸付事業について、適切な運用と管理を行います。
- 生活福祉資金貸付制度事業について、相談対応や申請受付等の受託事務を適切に行います。
- 日常生活自立支援事業(まもりーぶ)について、相談対応や日常的な支援、通帳の保管等の受託事務を適切に行います。
- 成年後見制度に関する周知・啓発の推進を図り、相談支援体制の整備に向けて検討を進めます。
- 社協、行政、地域包括支援センター、相談支援事業所等の連携による相談支援体制の整備に向けて検討を進めます。
- 地域包括支援センター受託による高齢者相談支援体制の推進を図ります。

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本施策6 災害に強いまちづくりの推進

塩竈市地域福祉計画と連携・協働

【事業概要】災害ボランティアセンターの体制整備

- 災害ボランティアセンターの体制整備を進めます。設置・運営訓練の実施やマニュアル整備、災害ボランティアの普及啓発に取り組みます。
- 地域住民、町内会、ボランティア団体、福祉事業所、企業、行政と連携し、防災・減災の取組を行い、災害時に地域で助け合える体制づくりに取り組みます。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 地域住民や町内会、ボランティア団体、福祉事業所、企業、行政等が連携し、日常的なあいさつや声掛けから生まれる顔の見える関係を、平時から災害時の助け合いにつなげていく取組を進めます。
- 防災訓練や防災学習、災害ボランティアに関する取組を通じて、地域の活動や支援を必要とする人を知る機会を広げ、共助の意識の啓発を図ります。

【具体的事業】

- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施します。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアルの整備に取り組みます。
- 災害時におけるボランティア受入体制の整備に取り組みます。
- 被災地への職員・ボランティアの派遣に向けた検討を進めます。
- 災害ボランティア養成講座を実施します。
- 災害ボランティアフォーラムの開催に向けて検討を進めます。
- 広報紙やホームページを活用した災害ボランティアの普及啓発に取り組みます。
- 市総合防災訓練と連携した災害ボランティアセンター設置訓練や活動紹介の実施に向けた検討を進めます。
- 学校、町内会、企業等を対象とした防災学習の出前講座(避難所運営ゲーム、クロスロード等)を実施します。



災害VCの様子



災害ボランティアの様子

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本目標3 住民と地域が協働して支え合う仕組みづくり

基本施策7 地域で取り組む見守り活動の推進 塩竈市地域福祉計画と連携・協働

【事業概要】住民や地域と連携した見守り事業の整備

- 孤独死や社会的孤立を防ぐため、地域住民や民生委員、関係団体と連携し、見守りを必要とする人の把握と見守り体制の整備に取り組みます。
- 高齢者等見守り支援事業の対象を高齢者に限定せず、障がい者やその他見守りが必要な人にも対象を拡大します。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 民生委員児童委員や関係団体と協力をして、既存の制度や支援の枠では対応が難しい人にも目を向け、地域での見守り活動の充実に努めます。
- 住民福祉計画で取り組まれる、あいさつや声掛けの取組を通じて、住民主体の見守り活動が地域で行われるよう、その活動の支援に努めます。

【具体的事業】

- 見守り支援事業(ヤクルト、総菜配布)を継続して実施します。
- 見守り支援事業の対象者を高齢者に限定せず、障がい者等、日常生活において見守りを必要とする方まで拡充します。
- 民生委員児童委員協議会や関係団体、行政等と協力して見守り対象者の把握に努めます。



総菜配達の様子



ヤクルト配達の様子

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本施策8 協働とネットワーク機能の体制整備 塩竈市地域福祉計画と連携・協働

【事業概要】地域の活動や団体への支援とネットワーク構築

- 地域における交流や見守りの場となる、サロン活動や子ども食堂等の活動が継続的に実施できるよう運営を支援します。
- 活動団体や町内会、関係団体と連携し、サロンでのプログラム提供や事業協力等を行うことで、地域住民が参加しやすい環境を整えます。
- 地域の福祉課題を共有し、課題解決に向けて関係団体が連携を図るための体制整備を進めます。
- 社協が調整・連携・支援のハブとして機能し、地域住民、ボランティア団体、企業、行政等と連携して、地域福祉のネットワーク構築を進めます。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- サロン活動や子ども食堂、地域食堂等、地域で行われている取組に幅広い地域住民が関われるよう、活動団体や関係者と連携し、参加しやすい環境づくりと取組の支援を図ります。
- 地域の福祉課題を共有し、関係団体同士が協力し合えるよう、地域住民、ボランティア団体、企業、行政等が参加する情報交換や連絡会を通じて、協働とネットワークの基盤づくりに努めます。

【具体的事業】

- 地域福祉課題の解決に取り組む団体等に対し、事業費助成や事業支援を行います。
- 活動内容の充実を目的とした、体操やレクリエーション、専門職講話等のプログラム提供を行います。
- 活動団体と町内会との協働イベントの開催に向けて検討を進めます。
- サロン活動を周知するための活動マップ等の作製に向けて検討を進めます。
- フードドライブ、フードバンク事業の実施に向けて検討を進めます。
- 福祉事業所や社会福祉法人等の関係団体との連絡会の設置や情報交換会、合同研修会の開催に向けて検討を進めます。
- 地域福祉課題の把握や関係機関との支援調整を行うため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等の配置について検討を進めます。

4. 基本目標の実現に向けた取組

基本施策9 地域福祉活動へのサポート体制の推進

【事業概要】 地域福祉活動団体や人材へのサポート

- 民生委員児童委員が、見守りや相談支援の活動が円滑に行えるよう、研修会や懇談会を開催するとともに、活動上の課題や悩みに対応するサポート体制を整えます。
- 社協地区支会が、地域福祉活動の推進主体としての役割を果たせるよう、社協地区支会における事業の実施及び運営に対する支援を行います。また、住民福祉計画に位置づけられた取組が継続的に実施されるよう、必要かつ適切な支援を行います。

【住民福祉計画への支援・地域協働の方向性】

- 民生委員児童委員協議会事務局の運営を通じて民生委員児童委員と連携し、研修や情報交換の機会を設けることで、民生委員活動を支える体制の整備を進めます。
- 社協地区支会と連携し、地域の実情や課題を共有しながら、住民福祉計画に位置づけられた事業の実施について協働して取り組みます。

【具体的事業】

- 民生委員児童委員の新任者向け研修、中堅者向け研修、リーダー向け研修等、年度ごとの開催に向けて検討を進めます。
- 民生委員の活動課題や悩みを共有できる情報交換会や懇談会の開催に向けて検討を進めます。
- 民生委員活動に関する相談や悩みに対応するため、支援体制や相談窓口の設置に向けて検討を進めます。
- 社協地区支会の活動目的や活動内容への理解を深めるため、役員研修等の開催に向けて検討を進めます。
- 住民福祉計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、活動費や運営に係る支援を行うとともに、運営状況を把握し、必要かつ適切な支援を行います。

運営体制拡充計画



1. 法人のガバナンス強化

- 社会福祉協議会の公共性と中立性を踏まえ、法令遵守と透明性の高い法人運営を徹底します。
- 理事会と評議員会が、それぞれの機能を十分に発揮できるよう、理事会は、法人運営に関する方針や事業の意思決定に参画します。評議員会は、地域の意見やニーズを踏まえた提言を行い、法人運営の透明性の向上とガバナンス体制の充実を図ります。
- 職員一人ひとりが法令や社会規範、組織内の規則を遵守する意識をもって行動できるよう、内部統制の仕組みを構築します。

2. 人材育成と事務局体制の整備

- 多様な課題に対応できるよう、事務局機能の見直しと職員の専門性の向上を図ります。
- 職員の研修参加の機会の確保と充実を図り、コミュニティソーシャルワーカーの育成や職員間の業務引継の徹底を図り、組織全体で学び合う体制の整備を進めます。
- デジタル技術やICTの活用を進め、業務効率化を促進します。

3. 財政基盤の安定化

- 会費や共同募金、寄付金等の財源の確保に努めるとともに、受託事業や収益事業を適切に実施し、持続可能な運営体制を整えます。
- 社会福祉協議会の会員会費制度の趣旨や用途についての広報を強化し、住民や団体、企業の理解と協力を広げ、会費収入の増強を図ります。
- 事業評価やコスト管理を行い、限られた財源を効果的に活用します。

4. 危機管理・業務継続体制の整備

- 自然災害や感染症の発生などの緊急時においても、社協の機能や役割を果たせるよう、各種マニュアルやBCP(業務継続計画)、BCM(事業継続マネジメント)を整備します。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を通じて、平時から関係機関との連携体制を確認するとともに、災害発生時に備えた体制の整備を進めます。

5. 行政との連携と協働の推進

- 塩竈市と定期的に情報交換を行い、地域福祉に関する課題の共有を図ります。
- 地域福祉計画との整合を図りながら、地域福祉活動計画の推進を図ります。
- 災害時や緊急時に備えた連携体制の整備を進めます。



1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本会内部に「地域福祉活動計画推進検討会議」を設置し、年度の半期ごとに会議を開催します。地域福祉活動計画の3つの柱となる住民福祉計画、地域福祉活動推進計画、運営体制拡充計画の各取組について、進捗状況や成果、課題を整理し、全体を把握します。

各地区で策定した住民福祉計画については、「住民福祉計画推進パートナー会議」が中心となり、計画に基づく具体的な取組を定期的に協議するとともに、年1回の計画評価を実施します。

さらに、各地区の「住民福祉計画推進パートナー会議」の代表者で構成する「住民福祉計画推進協議会」を設置し、地区間の取組状況の報告及び情報共有を行います。その中で、各地区における先進的な取組や効果的な実践事例を共有し、参考となる取組については各地区の実情に応じて取り入れるなど、実践が相互に広がる環境を整えます。

これにより、各地区の実践や課題を全体で共有しながら、互いの取組を高め合い、住民福祉計画を着実に推進していきます。

住民福祉計画の評価結果については、本会事務局において整理の上、「地域福祉活動計画推進検討会議」がとりまとめ、「地域福祉活動計画策定委員会」に報告し、計画の評価を実施します。

また、本計画は、塩竈市が策定する「地域福祉計画」との連携のもと実施していく計画であることから、計画の推進及び進捗管理にあたっては、塩竈市へ取組状況や評価結果を報告し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の一体的な推進を図ります。

併せて、両計画において連携・協働して取り組む事業（※3頁参照）については、それぞれの取組内容や役割分担を踏まえ、具体的な事業の実施状況や成果、課題等を確認するとともに、必要に応じて市担当課等との情報共有や意見交換を行うことで、事業の充実や実施方法の改善を図ります。

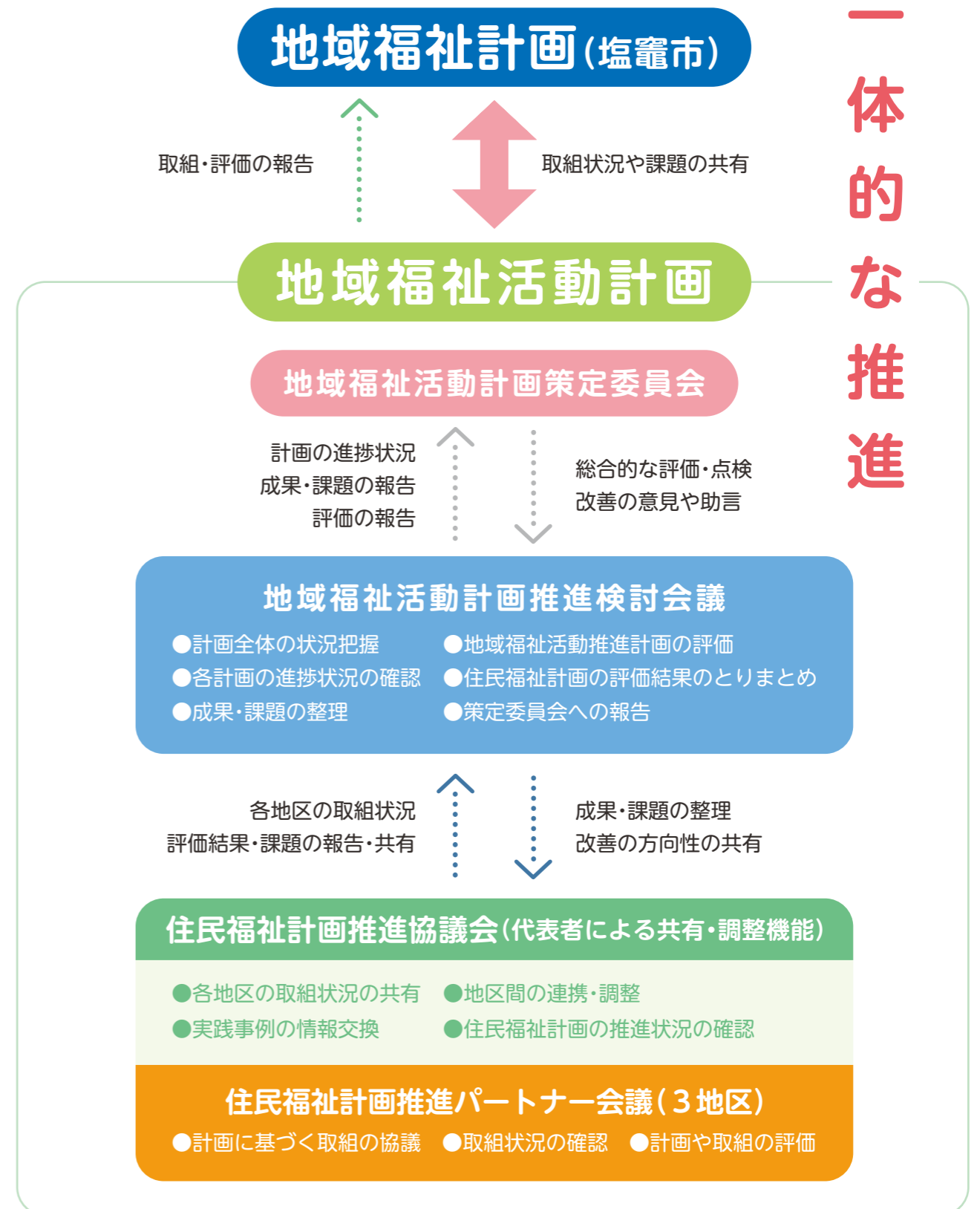
両計画の取組が相互に補完し合いながら、一体的に推進される体制を整え、持続可能な地域福祉の発展につなげます。そのうえで、評価と見直しを重ねることで実践の質を高め、計画の着実な推進を図ります。

こうした取組を通じて、地域福祉の実践が積み重ねられる推進体制を確立します。



1. 計画の推進体制

◆地域福祉活動計画推進体制のイメージ



2. 計画の評価・点検の考え方

本計画の推進にあたっては、事業の進捗管理と併せて、評価・点検を継続的に行い、取組の成果や課題を整理しながら、計画の推進と改善につなげていきます。

評価においては、各施策に位置づけた具体的事業の実施状況や内容を確認し、取組の成果や課題を整理します。

評価の視点として、各事業の実施状況をもとに、実施回数、参加人数、活動件数等により把握できる数量的な評価と、住民の満足度、地域のつながりの実感、活動への参加意識の変化、地域課題への関心度等により把握する質的な評価の両面から行います。

評価は、社会福祉協議会内部に設置する地域福祉活動計画推進検討会議において、各事業の活動実績を集計・整理し、到達度や課題を確認する自己評価を行います。

また、評価の指標については、地域福祉活動計画推進検討会議を中心に、各事業の特性に応じた評価指標の整理及び設定を行い、数値指標を含めた客観的な評価に取り組みます。

これらの評価結果を踏まえて、地域福祉活動計画策定委員会が、委員や関係者による意見交換や確認を経て、総合的な評価を行います。

付記

本会は、令和8年4月より法人名称を「社会福祉法人しおがま社会福祉協議会」へと変更し、社会福祉協議会本来の役割である地域福祉に関する事業に力を注ぐ市町村社会福祉協議会として、新たな体制のもとで再出発します。

本計画は、法人名称の変更に先立ち、令和8年3月に策定するものであり「塩竈市社会福祉協議会地域福祉活動計画」として策定します。

本計画に基づく取組は、社会福祉協議会だけで完結するものではありません。地域に暮らす住民の方々をはじめ、関係機関・団体、企業、行政等との協働によってこそ実現できるものです。本会は、地域の声に丁寧に耳を傾けながら、多様な主体と連携を図り、支え合いの輪が広がる地域づくりに取り組んでまいります。今後とも、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。





1. 塩竈市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、地域福祉のニーズが多様化・複雑化しているなかで、社会福祉法人塩竈市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が塩竈市(以下、「市」という。)との連携のもと、関係団体等の支援・協力を受け、塩竈市における福祉課題について市民の共通理解を図り、住民参加を中心とした地域の支えあいを実現していくため、塩竈市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置き、計画の策定及び点検・評価のために必要な事項を定めるものとする。

計画策定にあたっては、市が策定する社会福祉法第107条に規定する「塩竈市地域福祉計画」との整合性を図り、連携して策定するよう努めるものとする。

(役割)

第2条 委員会は、計画に関する次の事項を協議する。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析
- (2) 計画の策定
- (3) 計画の点検・評価

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) ボランティア・市民活動団体の代表者
- (5) 民生委員・児童委員の代表者
- (6) 保健、医療、福祉、教育関係の事業を行う者
- (7) その他、本会会長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は令和9年度までとする。
- 2 欠員によって就任した策定委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、本会会長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、策定委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 本委員会その他、計画策定に係る具体的な実務の作業検討を行うため、ワーキンググループを置く。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、本会に置く。

(費用弁償)

第9条 委員の費用弁償は、第6条第1項の規定により招集された委員会に出席することにより支給するものとし、その額は、1,000円とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2. 塩竈市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略)

	所属・役職	氏名	備考
1	東北福祉大学共生まちづくり学部 共生まちづくり学科 教授	森 明人	委員長
2	塩釜市民生委員児童委員協議会 会長	日野 教恵	副委員長 令和7年11月30日迄
	塩釜市民生委員児童委員協議会 会長	板宮 愛子	副委員長 令和7年12月1日より
3	塩竈市浦戸振興推進協議会 会長	西川 信男	
4	塩釜市ボランティア連絡協議会 会長	佐藤 眞紀子	
5	特定非営利活動法人 高齢者サポートチームしおたが 理事長	小林 香志郎	
6	認定NPO法人さわおとの森 地域拠点センターふきのとう センター長	佐野 篤	
7	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター 事業団 塩竈地域福祉事業所 所長	阿部 和子	
8	株式会社アイグラン 東部保育園 園長	三浦 直美	
9	社会福祉法人嶋福祉会 常務理事兼事務局長	島 知由	
10	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会 障害者支援施設 杏友園 施設長	奥田 修	
11	西部地区地域包括支援センター 所長	高橋 賢之	
12	南部・東部地区地域包括支援センター 所長	小野 憲幸	
13	北部1地区地域包括支援センター 副所長	佐藤 亜由美	
14	北部2地区地域包括支援センター 所長	阿部 幸	
15	塩竈市教育支援センター「コラソン」 スクールソーシャルワーカー	品川 信一	
16	塩竈市福祉子ども未来部 次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	鈴木 陸奥男	
17	宮城県社会福祉協議会 地域福祉部次長 兼宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡協議会事務局長	東野 紳一	

3. 住民福祉計画推進パートナー会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本要綱は、塩竈市社会福祉協議会地域福祉計画の一部として位置づけられる住民福祉計画の策定及び推進を図るため、住民福祉計画推進パートナー会議(以下「会議」という。)を設置し、その運営に関する必要な事項を定めるものである。

(会議の所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)住民福祉計画の策定に関すること。
- (2)住民福祉計画に基づく事業の企画、実施に関すること。
- (3)住民福祉計画の評価、検証に関すること。
- (4)その他地域福祉の推進に関すること。
- (5)前各号に附帯する事項。

(組織及び構成)

第3条 本会議は、地域ごとの福祉課題に対応するため、東部・南部地区、西部地区、北部地区の3地区に分けて組織する。

2 本会議は、地域福祉座談会の参加者を中心に、地域福祉の推進に関わる住民や次に掲げる関係団体等の協力を得て構成する。

- (1)社会福祉協議会各地区支会
- (2)民生委員児童委員協議会
- (3)町内会関係者
- (4)NPO・ボランティア団体
- (5)児童館
- (6)商工会議所
- (7)青年会議所
- (8)PTA、子ども会育成連合会
- (9)地域包括支援センター
- (10)福祉事業所、病院、各企業・団体
- (11)その他地域福祉に関係する者

3 本会議に参加する者は「推進パートナー」とし、事務局が参加を依頼し、これに同意した者をもって充てる。

4 推進パートナーの人数は、各地区おおむね10名

から20名程度とする。ただし、住民の主体的な参加を重視し、参加希望がある場合には柔軟に受け入れるものとする。

- 5 推進パートナーは、互いに対等の立場で協議に参加するものとし、会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて座長を置くことができる。
- 6 活動状況や会議の運営上の必要に応じて、新たに参加を希望する住民や関係団体に推進パートナーとしての参加を依頼することができる。

(活動期間)

第4条 推進パートナーの活動期間は、地域福祉活動計画の期間に準じるものとし、活動期間中は、可能な範囲で会議に参加し、計画の推進に協力するものとする。

- 2 個々の事情によりやむを得ず参加や協力が難しくなった場合は、事務局に連絡のうえ調整することができる。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて事務局が招集し、意見交換及び協議を行う。

- 2 会議の進行は、事務局が行う。
- 3 会議には、必要に応じて推進パートナー以外の関係団体や関係者が参加することができる。

(会議の事務局)

第6条 会議の庶務は、塩竈市社会福祉協議会事務局において処理する。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議において協議の上、塩竈市社会福祉協議会事務局が定める。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

4. 住民福祉計画推進パートナー名簿

1 西部地区 (敬称略)

No.	氏名	所属等
1	伊藤 昌代	西部地区民児協/地区支会
2	菅野 淳子	西部地区民児協/地区支会
3	佐藤 悦子	西部地区民児協/地区支会
4	高橋 ちあき	西部地区民児協/地区支会
5	千葉 恵一	西部地区民児協/地区支会
6	中嶋 満枝	西部地区民児協/地区支会
7	松浦 誠	後楽町町内会/西部地区民児協/地区支会
8	今野 勇子	清水沢団地町内会/地区支会
9	加藤 啓昭	向ヶ丘町内会/西部地区民児協/地区支会
10	加藤 昌子	西部地区民児協/まもりーぶ
11	長田 淳子	西部地区民児協/まもりーぶ
12	櫻井 幸宏	塩釜市障がい者福祉協会
13	佐々木 玲子	塩釜市更生保護女性会
14	阿部 和子	ボラ連/更生保護女性会
15	五島 信子	塩釜市手をつなぐ育成会
16	安 瑞香	地域活動支援センター藻塩の里
17	迎 裕美	障がい者福祉相談支援センターしおーも
18	東海林 優	西部地区地域包括支援センター

2 南部・東部地区 (敬称略)

No.	氏名	所属等
1	板宮 愛子	南部地区民児協/地区支会
2	安倍 徹	南部地区民児協/地区支会
3	山田 博子	南部地区民児協/地区支会
4	黒澤 祐子	東部地区民児協/地区支会
5	越後 幸子	東部地区民児協/地区支会
6	榊原 久康	東部地区民児協/地区支会
7	山田 俊二	花立町町内会
8	佐藤 和也	清水沢デイサービス
9	堺 美和子	地域活動支援センター藻塩の里
10	小野 憲幸	南部・東部地区地域包括支援センター
11	三野宮 久美	まもりーぶ
12	三浦 直美	東部保育園
13	土井 麻衣子	塩竈市立第三中学校 PTA

3 北部地区 (敬称略)

No.	氏名	所属等
1	木村 成子	北部地区民児協/地区支会
2	齋藤 清治	北部地区民児協/地区支会
3	佐藤 明美	北部地区民児協/地区支会
4	澁谷 みどり	北部地区民児協/地区支会
5	菅原 和子	北部地区民児協/地区支会
6	菅原 早苗	北部地区民児協/地区支会
7	松本 洋子	北部地区民児協/地区支会
8	佐藤 眞紀子	ボラ連/北部地区民児協/地区支会
9	向井 美枝子	ボランティア連絡協議会
10	鈴木 葉子	
11	阿部 純子	梅の宮町内会
12	高橋 ひろみ	梅の宮町内会
13	高橋 憲治	藤倉親交会
14	高木 美紀	塩釜長沢郵便局
15	阿部 陽子	清水沢デイサービス
16	細谷 雅巳	株式会社紅葉
17	菅井 真悠子	障がい者福祉相談支援センター しおーも
18	加藤 希美	地域活動支援センター藻塩の里
19	高田 純子	まもりーぶ
20	黒澤 智子	まもりーぶ
21	小野 きよ子	まもりーぶ
22	山本 みずほ	北部1地区地域包括支援センター

5. 策定経過

実施年月日	項目・内容
令和7年4月25日	第1回地域福祉活動計画策定委員会 ・委員委嘱、委員長等の選出について ・策定スケジュールについて
令和7年5月13日～	第1回地域福祉座談会 ・西部地区:参加者26名 ・南部・東部地区:参加者40名 ・北部地区:参加者60名
令和7年6月21日	子育て世代の地域福祉座談会 参加者7名
令和7年7月15日～	第2回地域福祉座談会 ・西部地区:参加者31名 ・南部・東部地区:参加者27名 ・北部地区:参加者36名
令和7年8月5日～	第3回地域福祉座談会 ・西部地区:参加者20名 ・南部・東部地区:参加者16名 ・北部地区:参加者25名
令和7年9月12日～	第4回地域福祉座談会 ・西部地区:参加者21名 ・南部・東部地区:参加者27名 ・北部地区:参加者20名
令和7年9月30日	第2回地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉座談会の実施報告 ・住民福祉計画策定について
令和7年10月28日～	住民福祉計画推進パートナー会議 ・西部地区:参加者18名 ・南部・東部地区:参加者11名 ・北部地区:参加者17名
令和7年11月18日	第3回地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉活動計画の骨子(案)について
令和7年12月5日～	福祉関係団体(当事者団体等)との意見交換
令和7年12月18日	第4回地域福祉活動計画策定委員会 ・地域福祉活動計画(案)について
令和8年1月5日～16日	パブリックコメントの実施
令和8年1月20日	第5回地域福祉活動計画策定委員会 ・パブリックコメントの実施結果報告 ・地域福祉活動計画最終案について
令和8年3月	理事会・評議員会への付議・承認 地域福祉活動計画の完成

6. 社会福祉協議会基本要項2025(抜粋)

これからの 社会福祉協議会に 求められる役割

- (1)その人らしい暮らしを地域で支える
- (2)住民主体の地域づくり
- (3)協議体としての機能を地域福祉に活かす
- (4)地域福祉を推進する団体としての責任と行政とのパートナーシップ

I. 社会福祉協議会の使命、組織特性、活動原則

1. 社会福祉協議会の使命と住民主体の理念

(1) 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

(2) 住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。

住民主体の理念とは、

- ①住民を中心に置くこと
- ②住民のニーズに基づくこと
- ③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

2. 社会福祉協議会の組織

(1) 社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民(組織)と地域の関係者によって構成される。

(2) 社会福祉協議会の組織特性

社会福祉協議会は、次の5つの組織特性を有する。

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織

- ③地域の実情に応じた活動・事業を企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織
- ⑤市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

3. 社会福祉協議会の活動原則

社会福祉協議会は、次の活動原則をふまえ、各地域の特性を活かした活動を進める。

①住民ニーズ基本の原則

- 社協の活動・事業の原点は一人ひとりの住民のニーズであり、多様な方法で把握し、それに基づく活動を進める。

②住民活動基盤の原則

- 社協は、住民の思いや、主体的な取り組みを基盤として活動・事業を進める。
- 活動・事業を実施する際は、常に住民同士、住民と地域の関係者のつながりや支え合い、参加の機会を育むことを支援する。

③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

- 一人ひとりのニーズに基づく相談・生活支援等の個別支援と、住民や地域の関係者が主体的に参画する地域づくりを連動・循環させながら展開する。

④民間性の原則

- 民間組織として開拓性・即応性・柔軟性を発揮し、既存の制度にとらわれず、柔軟にニーズに対応するとともに、必要に応じて既存サービスの改善や新たな社会資源の開発、民間財源の確保に計画的に取り組む。

6. 社会福祉協議会基本要項2025(抜粋)

⑤連携・協働の原則

- 多様な地域生活課題を受け止め、対応するとともに、住民や地域の関係者による主体的な活動を推進するため、福祉関係のみならず、医療、保健、就労、住まい、司法、産業、教育、権利擁護、多文化共生、防犯、防災など多分野の関係者と連携・協働する。
- 住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政とのパートナーシップを構築し、役割分担に基づき、協働して活動・事業を展開する。

⑥専門性の原則

- 住民や地域の関係者との協働促進に関する経験知と信頼、幅広いネットワークを基盤として地域福祉推進の専門性を発揮する。
- 上記を実現するため、コミュニティソーシャルワークやコミュニティワーク、ケアワーク等の専門性の維持・向上に取り組むとともに、組織的な人材育成を図る。

II. 社会福祉協議会の機能

1. 市区町村社会福祉協議会の機能

市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たす。

①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進

- 地域福祉や地域生活課題への理解と関心を高め、住民や地域の関係者の福祉活動、ボランティア・市民活動を推進する。
- 住民や地域の関係者の「誰かの役に立ちたい」「安心して暮らせる地域をつくりたい」という声を受け止め、誰もが活動に参加できるよう支援する

②組織化、連絡調整

- 住民や当事者、地域の関係者が対話や協議をする場をつくるとともに、協働による取り

組みを促進するなど組織化を図る。

- 地域生活課題の解決や包摂的で持続可能な地域づくりのため、多様な主体間の連絡調整(コーディネート)を行う。
- 社会福祉法人等と連携・協働し、地域における公益的な取組の推進などにより、地域生活課題の解決を図る。

③福祉活動・事業の企画・実施、支援

- 住民のニーズや地域の社会資源、福祉活動・事業の状況を幅広く捉え、制度の枠内にとどまらない福祉活動・事業を企画し、実施する。また、多様な主体が行う福祉活動・事業への支援や連携を通じて、その量と質の充実を図る。
- 地域において欠かすことのできない介護サービス・障害福祉サービス等を地域の実情に応じて実施するほか、行政や地域の関係者と連携し、サービス提供体制の維持を図る。

④相談支援

- 住民や地域の関係者との多様なネットワークを活かし、地域生活課題を発見・把握し、早期対応を図る。
- さまざまな相談を受け止め、各種支援機関、住民や地域の関係者による支え合いや福祉活動と連携を図り、課題解決や継続的な支援を行う。

⑤権利擁護

- 権利擁護に関する住民や地域の関係者の理解を促進し、意識の向上を図る。
- その人らしい生活を送ることができるよう意思決定支援を行い、権利侵害の防止や、権利侵害からの回復支援を住民や地域の関係者と連携して行う。
- 行政と連携して司法を含む地域の関係者とのネットワークを構築し、総合的な権利擁護を推進する。

⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施

- 住民のニーズに基づく地域福祉の推進に

6. 社会福祉協議会基本要項2025(抜粋)

向けて、各種調査を行うとともに、実践に基づく研究を進める。

- 地域福祉計画等の行政計画の策定・推進に参画するほか、住民や地域の関係者とともに地域福祉活動計画等を策定するなど、地域福祉を構想し、計画的に推進する。
- 新しい制度や社会資源の創設・改善が必要な場合、住民や地域の関係者と対話と協議を重ね、機運を高めながらソーシャルアクションを行う。

⑦福祉教育の推進

- すべての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活のなかでともに支え合い、一人ひとりが生きる喜びを感じることができ「共に生きる力」を育む福祉教育を推進する。
- 住民や地域の関係者が地域生活課題に関心を持ち、考え、行動する主体形成を進めるため、体験や交流、ボランティア活動などを通じた学びの場を提供する。
- 住民や地域の関係者の地域福祉への理解と関心を広げ、参加を促進するための広報・啓発活動を行う。

⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進

- 住民や地域の関係者が学び合い、つながる機会を提供することを通じて、ボランティアや地域福祉の活動者を育成する。
- 地域の関係者と連携し、福祉サービスを支える福祉従事者の育成や資質向上を図る。
- 対話や実践を通じて、地域福祉の活動者と従事者が相互に理解し、協働する力を育む。

⑨災害時等の支援

- 住民や地域の関係者とのネットワークを活かし、平時から福祉と防災の連携を図り、災害ボランティアセンター・地域支え合いセンター等の運営により、災害発生時から復旧・復興期までの中長期的な被災者の

自立・生活再建、地域の復興支援を行う。

- 行政や関係機関と協議し、協定等により発災時の対応やそれぞれの役割をあらかじめ明確化するとともに、社協が役割を果たせるようBCP(事業継続計画)を作成する。
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施
- 地域福祉の推進のため、公的財源や民間財源の確保および情報収集・提供を行うとともに、必要に応じて地域福祉活動等に対する助成を行う。
- 共同募金の役割や助成の効果、重要性について積極的に住民に周知し、住民主体の地域福祉実践として共同募金運動および歳末たすけあい運動を推進することで、住民の助け合い等の多様な活動を財政面から支えるとともに、寄付文化の醸成を図る。

出典：全国社会福祉協議会
「社会福祉協議会基本要項2025」より
一部抜粋・編集